

税理士情報ネットワーク

TAINNS

Tax Accountant Information Network System

SERIES
TAINNS
解体新書

相続財産の範囲

貸付金債権の存否

依田孝子 (大森)

はじめに

被相続人が、生前、土地売却代金等を原資とする金銭を相続人や同族会社に贈与したり貸し付けたりすることがあります。これらの行為は、親子間や同族会社とその関係者間ということもあり、証拠となる関係書類等が不備なことも多く、相続開始後、その金銭が贈与財産なのか貸付金債権なのかで問題となることもあります。

今回は、TAINNSで、被相続人の金銭に移動があった場合、それが貸付金として相続財産に含まれるか否かが争われた裁判・判決を検索してみました。

I 親子間の金銭の授受

1、受益証券の解約金

平21・11・20非公開判決
F03-243
(一部取消)

この事案では、被相続人が管理をしていた受益証券(請求人名義)の解約金のうち300万円について、被相続人の請求人に対する貸付金として相続財産に含まれるか否かが争点の一つとなりました。

審判所は、次のとおり、本件解約金は、請求人が贈与を受けたものであって、貸付金ではないとしました。
① 民法第549条では、「贈与とは、当事者の一方

が自己の財産を無償で相手方と与える意思を表示し、相手方が受諾の意思表示をすることによってその効力を生じる旨規定されている。

② しかし、夫と妻、親子のような特殊な関係がある者相互間で、無利息の金銭の授受があった場合には、それが貸与であることが明らかでない限り、贈与があつたものと認められるのが相当である。

③ 本件解約金の授受について、原処分は、金銭消費貸借契約が成立したとする主張を認めるに足る証拠を提出せず、また、当審判所の調査その他による証拠資料等によつてもこれを認めることはできない。

④ 本件解約金は、被相続人から請求人に対する贈与と認められるが相当であるから、相続財産に該当しない。また、相続開始前3年以内の贈与にも該当しない。

2、課税財産の該当性

平23・9・9宮崎地裁
Z888-1736(棄却)
平24・2・15福岡高裁宮崎支部・Z888-1737(棄却)

本件は、前記の判決で棄却された争点について訴訟に及んだものです。①借用書記載の金員、②償還割引債券を原資とする金員について、課税財産に該当するか否かが争われました。

第一審の宮崎地裁では、原告の請求を棄却し、控訴

審の福岡高裁宮崎支部も原告の判断を維持しました。なお、上告不受理・棄却で裁判は確定しています。

(1) 借用書記載の金員

原告(控訴人)は、借用書記載の金員の原資は原告が家業(米穀店)の労働により得た利益の一部であること、また、貸付金であったとしても、その金員は債務免除を受けているなどと主張をしました。

裁判所では、いずれも認めず、次のとおり、被相続人から原告に対する貸付金であると判断しました。

① 借用書記載の金員は、原告が、元妻に対する感謝料及びA社の事業資金として、被相続人から交付を受けた、その都度、各借用書を作成し被相続人に差し入れたものと認められる。

② 原告とその弟との間の遺言無効確認訴訟の和解において、借用書記載の金員を持ち戻し財産から除外して被相続人の遺産の範囲を確定している。

③ 以上の事情等に照らすと、借用書記載の金員は、原告に対する貸付金であると認められる。

④ 分割債券の償還金 裁判所では、被相続人の割引債券の償還金を原資とする金員は、原告が管理運用をした時点で被相続人から原告に贈与があつたものとし、相続開始前3年以内の贈与として相続税の課税価格に計算(相法19)すべきであると判断しました。

II 同族会社への貸付金

1、債務免除の有無

平20・3・4非公開判決
F03-235(棄却)

被相続人は同族会社B社に、平成14年5月から平成16年4月までに7回にわたる金員を交付しました。この事案は、原処分が各交付金は貸付金であるとして更正処分をしたため、請求人が、被相続人は平成15年1月に貸付金債権を放棄し、それ以降の交付金は贈与であるから、貸付金は存在しないとして、その取消しを求めたものです。

審判所は、次のとおり、貸付金は相続財産であると判断をしています。

① 各交付金は、いずれも各交付のときにB社において短期借入金勘定に計上されており、B社が貸付金の債務免除を受けたとして特別利益に計上したのは、相続開始日の2日後であるから、各交付金は、いずれも貸付金であり、これが相続開始日現在において現存していたことは明らかである。

② したがって、貸付金は、相続財産であると認められる。

③ 請求人は、債権放棄、贈与を主張するが、これを裏付ける債権放棄書や贈与契約書などの客観的な証拠は提出されていない。

④ そして、B社の前記経理処理は、請求人が、債権放棄があつたと主張する平成15年1月前後を通じて相続開始まで変わらなかつたのであるから、相続開始前に債権放棄又は贈与の意思表示があつたと認めることはできない。

2、会計帳簿の信頼性

平21・8・27大阪高裁
Z888-1577(原判決中控訴人敗訴部分取消)

この訴訟では、被相続人のC社に対する貸付金の存否が争点となりました。原審(平成20年9月18日大阪地裁・Z258-111034)では、C社の会計帳簿に信頼性がないとして貸付金の存在を認めませんでした。

一転して、国側が控訴した大阪高裁では、一部の過誤に基因して借入金勘定に係る会計処理全体が信用できないとはいえないとして、貸付金の存在を認めました。

そして、「同族会社の代表取締役がその同族会社に対して貸付けをする場合には、個々の取引に係る金銭消費貸借契約書までは作成されないケースが多く、このような代表者貸付金については、会計帳簿により、全体が認められれば、これを個々に特定表示することができない場合であっても、その債権の存在が認められる」との判断を示しました。

おわりに

貸付金が存在するかどうか、贈与であるか否かの判断は、ほとんどが事実認定の問題となります。前述の判決・裁判をとおして、契約書等の客観的な証拠の重要性を改めて痛感するところです。

TAINNSの一般検索で検索する場合のキーワードは、「貸付金」です。現在、相続税の判決・裁判で貸付金に関する情報は80件収録されています。さらに、情報を絞り込む場合は、キーワードとして「贈与」「債務免除」「評価」などを追加してください。

収録内容に関するお問合せはデータベース編集部
03-5496-1416
この訴訟では、被相続人

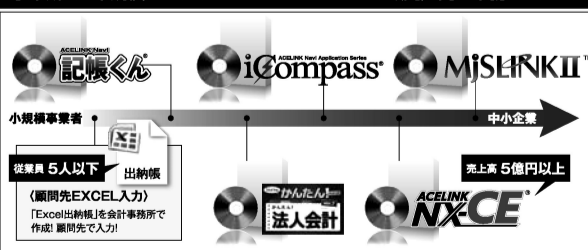
これまでのご経験と実績。 顧問先の経営改善に、 もっと活かすべきです。 顧問先もそれを望んでいます。

MJSは強力ツールACELINK NX-Proと
顧問先業務システムとの連携で全面支援。

経営提案できる会計事務所へ。
自計化を推進し、顧問先ニーズに迅速対応。

顧問先の自計化により、記帳代行業務から脱却することが提案型会計事務所への第一歩。ACELINK NX-Proは顧問先の業務システムとデータ連動して、自計化を効果的に推進します。さらにNX-Proなら、経営分析-決算予測-資金繰り計画-利益計画のPDCAサイクルの確立により、実効性ある経営戦略の実施が可能。顧問先の視点から経営マネジメントを行うことで、実りある提案を実現します。

事業所・企業規模に合わせたラインアップ、MJSの顧問先向け業務パッケージ



(顧問先へ導入いただくことで、ACELINK NX-Proの実力を最大限に活かれます)

提案型会計事務所へ、 MJSがバックアップ!

会計事務所向けERPシステム
NX-PRO
ACELINK



MJS

株式会社ミロク情報サービス
東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 48 階 〒163-0648
TEL.03-5326-0381 FAX.03-343-5789

●ACELINK NX-Pro、ACELINK Navi 記帳くん、iCompass、MJS LINK II、ミロクのかんたん! 法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。